

現地審査の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人放送セキュリティセンター(以下、「当センター」という。)の定めるプライバシーマーク付与適格性審査に関する約款第8条第2項及びに基づき、現地審査の費用(以下、「現地審査費」という。)について定めることを目的とする。

(現地審査費用)

第2条 当センターは、申請事業者に対して現地審査費として、以下の交通費および宿泊費を、事業者の現地審査を担当する審査員の人数分請求する。

(1) 交通費は、当該現地審査に伴い発生する鉄道賃、航空賃、船舶賃、電車・バス賃、必要に応じてタクシー賃を請求する。ただし、航空賃は、当センターの所在地を基点として、路線距離が550キロメートル以上、もしくは鉄道で片道4時間以上かかる場合に請求することができる。この場合、航空賃は、航空会社がHPで公示するエコノミークラス運賃を基準とし、鉄道賃は、新幹線・特急等の普通指定席を基準とする。交通費は、現地審査日の正規料金を基準とする。

タクシーは、鉄道・バスなどの最寄り駅から現地審査場所まで徒歩20分以上(Google Mapで算出)を要する場合、申請事業者と予め協議・合意した上で利用できるものとする。なお、担当審査員は相乗りでの利用とする。

(2) 宿泊費は、1泊10,476円(消費税10%を含む)とする。ただし、宿泊費は原則として以下のいずれかの場合に請求することができるものとする。

- イ) 当センターの所在地を基点として、審査対象地が140キロメートル以上にある場合
- ロ) 当センターの所在地を基点として、移動時間及び審査時間の合計が10時間(昼休憩1時間含む)を超える場合
- ハ) その他、上記イ、ロに準じると当センターが判断した場合

(請求および振込み)

第3条 現地審査費は現地審査終了後に請求する。

2 現地審査を受けた事業者は、すみやかに当センターの指定する金融機関に現地審査費を振り込むものとする。ただし、振込費用は申請事業者の負担とする。

3 請求にあたり当センターは、交通費および宿泊費に関する領収書ないしその写しを添付しないものとする。

(審査の中止)

第4条 当センターは、現地審査費の振込のない間、審査を中止することができる。

(規程の公表)

第5条 本規程は、当センターのホームページ上で公表する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、当センターのプライバシーマーク推進部長の承認により行う。

以上

附則

1. 本規程は、2007年(平成19年)12月3日から施行する。

制定(第1版) : 2007年(平成19年)11月21日
改正(第2版) : 2009年(平成21年)10月19日
改正(第3版) : 2011年(平成23年)2月24日
改正(第4版) : 2014年(平成26年)4月1日
改正(第5版) : 2019年(令和元年)10月1日
改正(第6版) : 2023年(令和5年)3月28日